

気象庁の警報の名称が変更されたことに伴い、生徒手帳38ページ「休業等の判断基準」に記載されている各警報を以下のように変更(読み替え)します。

令和8年5月29日

## 休業等の判断基準

### (1) 平常授業日

#### ① 午前6時現在

次の場合は自宅待機とする。

兵庫県の小野市・三木市・加東市・加西市のいずれかの地域にレベル3以上の警報(大雨、※氾濫、暴風、暴風雪、大雪のいずれか)が発令されている場合。

#### ② 午前9時までにすべて解除になった場合は、原則として第3校時から授業を行う。

#### ③ 午前9時現在、解除になっていない場合は、臨時休業とする。

#### ④ 兵庫県の小野市・三木市・加東市・加西市以外から通学する生徒は、その居住区域、または、通学経路にいずれかの警報が午前6時現在発令されている場合及び午前9時現在解除されていない場合、原則として自宅待機とする。

#### ⑤ 学校行事等の特別な場合や、災害等で長期にわたり交通機関が不通の場合は別途協議する。

#### ⑥ 公共交通機関(電車・バス)が災害や事故で利用できない場合は、学校に連絡する。出席に関しては公欠扱いとする。公共交通機関が、復旧した場合は、速やかに登校する。

### (2) 考査日

#### ① 午前6時現在

次の場合は臨時休業とする。

兵庫県の小野市・三木市・加東市・加西市・西脇市・多可町のいずれかの地域にレベル3以上の警報(大雨、※氾濫、暴風、暴風雪、大雪のいずれか)が発令されている場合。

#### ② 兵庫県の小野市・三木市・加東市・加西市・西脇市・多可町以外から通学する生徒は、その居住区域に①のいずれかの警報が発令されている場合、原則として自宅待機とする。

#### ③ 休業となったその日の考査は、考査最終日の次の登校日に実施する。

#### ④ 公共交通機関(電車・バス)が災害や事故で利用できない場合、考査についての取扱いは別途審議する。

※氾濫警報に関しては、加古川上流(美嚢川との合流より上)に発令したものとするが、自宅付近や通学において危険を伴う場合は、自宅待機とする。